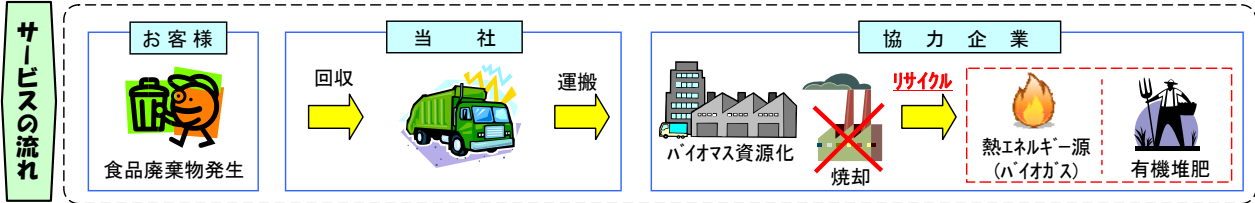


1. 食品廃棄物リサイクルサービスのご紹介

当社では、食品廃棄物のリサイクルサービスをご提案しています。その多くが焼却処分されている食品廃棄物をバイオマス※資源として有効活用する取り組みで、食品リサイクル法対象物のほぼ全てが処理可能です。また、どのような荷姿でも回収出来るため、リサイクルのための分別が不要です。廃棄物の再利用だけでなく、CO₂排出抑制やコスト削減にも効果のある本サービスを、是非ご利用下さい。



主な受け入れ対象物
(性状、廃棄物の例)

①液状物	飲料製品(廃乳、廃ジュース、飲料タンク洗浄水、容器選別残渣)
②乾物	インスタント食品、スナック菓子、レトルト食品、調味料、マヨネーズ等
③泥状物	果実・野菜等の搾りかす、水処理汚泥、穀物くず、製麺・製粉くず

※バイオマス = 動植物などから生まれた生物資源の総称

2. 環境関連法令等のお知らせ

10月以降に制定、公表された主な環境関連法令等は以下の通りです。詳細はリスト内のURL、環境省のホームページでご確認願います。

No	法令等の名称・環境省URL	主な内容
1	PCB特措法施行令の改正(2012年12月施行) http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16073	PCB廃棄物の処理期限を平成39年3月31日まで延長(改正前：平成28年7月まで)
2	「石綿の飛散防止対策の更なる強化について」(中間報告案) http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16094	①石綿飛散の恐れある建物解体の事前調査制度新設 ②特定粉じん排出等の実施届出を作業発注者が実施(①②等、大気汚染防止法の改正を検討)
3	公害防止管理者法施行令改正案 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16077	1・4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー、トランス-1・2ジクロロエチレンの排出工場を公害防止管理者設置義務対象施設に
4	小型家電リサイクル法基本方針案、政令案等(4/1施行) http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16138	リサイクル認定事業者の認定基準等を規定(処理方法・処理行程の明示、個人情報漏洩防止、再委託のルール、事業実施地域の限定等)

3. 廃プラスチック、廃バッテリーのリサイクル実績

当社の廃プラスチック有価買取・リサイクルサービスで、今年度上期は6事業所で計160トン実績がありました。従来の廃棄物処理費用と買取額を合算したお客様への費用還元効果は、約255万円でした。

廃バッテリーは2事業所で2.4トン回収し、35万円を還元しました。今後さらに対象事業所を拡大し、お客様の廃棄物発生量の抑制とリサイクル率の向上に貢献してまいります。

廃プラスチックの月別回収量と還元金額

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
量(トン)	23	20	27	36	31	23	160
金額(千円)	142	253	387	525	577	664	2,548

主な回収品：PEドラム、PEフィルム、PETフィルム等

4. 防草シートのご紹介

当社では防草シートの施工を請け負っています。高い遮光効果と強靱な繊維で雑草の成長を防ぐ効果があり、かつ透水性に優れるため水たまりの心配がありません。

斜面にも設置でき、個人宅から工場等の広い敷地まで数多くの施工実績があります。



【施工例とシート固定ピン】

5. 省管理型植栽を出展

昨年11月、「ひたちなか市産業交流フェア」(同フェア推進協主催)で、省管理型植栽を出展しました。

低成長芝「TM9」や雑草抑制芝の「ティフブレア」をゴルフパターゲームで体験するコーナーを設け、ご家族連れ等約200人が当社ブースを訪れ、賑わいを見せました。



【展示ブースの様子】

【ニュースに関するお問合せ】

日和サービス株式会社 カスタマーサービスセンタまで
担当：高部(080-5984-7983)、久保(090-8172-3420)
E-mail: cs-center@nichiwa-hitachi.co.jp

【営業窓口】

日立営業所(080-5926-4377)
ひたちなか営業所(029-274-6380)
つくば営業所(029-860-8175)